

[Vol.134] お子さんの育ちを応援します

子そだて広場

Child-nurturing plaza

市では、お子さんの健やかな成長・発達を応援するため、さまざまな事業を行っています。お子さんの育ちに関する悩みは、関係機関にも相談しながら、一緒に解決していきましょう。

■乳幼児健診について

乳幼児健診には、4カ月、1歳6カ月、3歳6カ月と3回あります。これらの乳幼児健診は、全てのお子さんが受けるもので、育ちを確認する良い機会となります。心配なことがあれば、保健師に気軽に相談してみましょう。

■就園したら

市内の全ての幼稚園、保育園、認定こども園などを訪問する「園訪問」を行っています。お子さんの園での過ごし方の見学や、先生からお話を聞くことで、子どもたちの健やかな成長を見守ります。園の集団生活の中では、ご家庭で気付きにくい課題が見えて

くこともあります。就園したら、園での様子を聞いたり、ご家庭での心配ごとを相談したりして、先生と一緒にお子さんの育ちを見ていくことが大切です。

■相談機関について

市では「子育て総合支援センター」を設置し、子育てに関するさまざまな相談に応じています。助産師もいますので、乳児の相談も可能です。また、同センター内には「子ども発達支援センター」を設置し、お子さんの育ちについての相談を専門スタッフも配置しています。お子さんの育ちを支えるための療育の場である「幼児教室」という事業も行っています。必要に応じて専門の医療機関や福祉サービス事業所などの紹介も行っていますので、お気軽にご相談ください。

■お問い合わせは、こちらまで

●子育て総合支援センター（☎ 24-6405）

●子ども発達支援センター（☎ 23-4618）

KID'S アルバム

～子育て支援センターの活動を紹介します～

🍀10月誕生会・ハロウィーン

当支援センターでは、0～2歳対象のピヨピヨ、2歳～就学前対象のトコトコを毎週開催し「おあつまり」をしています。おあつまりでは、季節の歌、手遊び、紙芝居やリトミックをお子さんと一緒に楽しんでいます。

先日は、ハロウィーンイベントを開催し、それぞれ衣装を身に付け、ゲームや写真撮影などを楽しみました。



👉 おばけを倒すぞ！
ボウリングゲーム

👉 皆さんが素敵に仮装
して参加してくれました

江刺・聖愛地域

子育て支援センター ☎ 35-5413



👉 ハロウィーンポスターの前ではいポーズ！



〈参加者の声〉仲良しの友達とお気に入りの仮装をして、季節のイベントを楽しむことができました

広 告

もっと安心 ずっとおうしゅう

～みんなの輪で支える在宅医療と介護～



第45回 「入退院支援とは」～安心して住み慣れた地域に帰るために～ / 総合水沢病院

「入退院支援」とは、入院する患者さんが安心して入院生活を送れるように、また退院後も住み慣れた地域での生活が続けられるように支援することをいいます。

予約入院の患者さんには、入院が決まった外来の時点から、入退院支援看護師が、入院生活や治療過程をイメージして入院前の病状や生活状況の聞き取りを行います。薬剤師からは服薬中のお薬や副作用の確認を、管理栄養士からは栄養状態やアレルギー食材の聞き取りをすることで治療がスムーズに行われるように連携しています。

また、入院後間もない時期から入退院支援看護師や医療相談員が退院後の生活を視野に入れた支援を

行います。「昼間は一人になるけど大丈夫か」「医療処置があるけど家に帰れるのか」など、病気によって抱えるさまざまな問題や、これからどのような生活を送ることになるかを一緒に考え、どこで療養を続けるか、退院後の生活を安心して送るために何が必要かを、退院の話が出てからではなく入院時から一緒に考えます。そのために、例えば介護保険の申請が必要な場合は申請方法や、療養環境を整える必要がある場合などのご相談に応じています。

病院では、入退院支援看護師や医療相談員が中心となり、医師、ケアマネジャー、介護サービス提供者などと協力しながら、患者さんが自分らしい暮らしを送るためのお手伝いをしています。

■問い合わせ＝市在宅医療介護連携拠点（市地域包括支援センター内・☎ 34-2906）

はい、
こちら

総合相談室

（☎34-2915、FAX24-1991）

消費生活相談			前沢総合支所 市民福祉グループ	毎週	要予約
本庁総合相談室	月～金	9:00～17:00 (受付16:00まで)	胆沢総合支所 市民生活グループ	毎週	要予約
江刺総合支所 市民生活グループ	毎週	10:00～15:00 要予約	衣川総合支所 市民福祉グループ	毎週	要予約

電気の契約切り替えでトラブルに！

Q. 自宅を訪問した小売電気事業者の代理店から、検針票を見せて欲しいと言われ応じたところ、「当社と電気の契約をすれば、基本料金が月々安くなる」と勧められ、電力切り替えの契約を行いました。しかし、請求額が以前より高額になり、事業者に問い合わせたところ、「請求の通りだ」と言われました。前の契約に戻したいのですが…。

A. 平成28年4月から家庭用電力の「小売全面自由化」が始まり、消費者は電気の購入先を自由に選択できるようになりました。

小売電気事業者は、ガスやインターネットなどのセット料金プランを発表するなどして顧客獲得に向

けて競争が激化しています。それに伴い、事業者が行う訪問販売や電話勧誘販売に関する相談が増えていきます。「説明と違い料金が高くなった」「解約するにも解約料がかかる」というケースもあります。

契約切り替えを検討する場合は、まずは現在の契約内容を確認し、切り替えによりどの程度割り引きになるか、料金プランだけではなく料金の算定方法・契約期間・解約要件などを確認しましょう。

契約切り替えの意思がなければ、検針票に記載された情報は伝えないようにし、自らの意思を明確に伝えましょう。少しでも不安に感じた場合は、早めに総合相談室にご相談ください。



広 告